

同族会社の判定とエンジェル税制適用可否の判定

(同族会社判定の基礎となる株主はエンジェル税制適用対象外)

目次

1. 判定の方法	1
2. 同族会社の判定	1
3. エンジェル税制適用可否の判定	1
4. 同族会社の判定とエンジェル税制適用可否の判定の計算の仕方	2
5. 持株割合や所有割合による同族会社の判定とエンジェル税制適用可否の判定の具体例	4

1. 判定の方法

まず対象会社が「**同族会社に該当するかどうか**」を判定（**同族会社の判定**）し、次に同族会社である場合には、個人投資家が「**同族会社の判定の基礎となる株主ないし株主グループに属しないこと**」を判定（**エンジェル税制適用可否の判定**）します。

2. 同族会社の判定

同族会社に該当するかどうかの判定（同族会社の判定）は法人税法施行令第4条第3項第1号・第2号によります。

同令によると同族判定では、**株式数の割合（持株割合）と議決権数の割合（議決権割合）のいずれかにおいて、上位3人の割合が2分の1を超えれば「同族会社」とします。**

（注1）株主グループがいる場合には個人株主単位でなく株主グループで計算します。

（注2）議決権割合を計算する際には、**議決権制限付株式は同族判定の算出には含みません。**

3. エンジェル税制適用可否の判定

同族会社と判定された場合、次に、「同族会社判定の基礎となる株主ないし株主グループに属するか」を判定しますが、この場合は、**上位株主の「順位」により行います。**（これに対し、同族会社の判定は上位株主の「人数」により行います。）

その際、株主の順位について、「持株割合」か、あるいは「議決権割合」のいずれかにより決定するかが問題となりますが、これについては「**持株割合**」で同族判定された場合は「**持株割合**」で順位を計算し、「**議決権割合**」で同族判定された場合は「**議決権割合**」で順位を計算するとされています。（同令第71条第3項）

具体例により、同族会社の判定とエンジェル税制適用可否の判定を 4 つのパターンにより、紹介します。

<パターン 1>

「持株割合」と「議決権割合」のどちらで判定しても同族会社に当たらない場合
→すべての株主がエンジェル税制の対象者となります。

<パターン 2>

「議決権割合」で判定した場合のみ同族会社に当たる場合
→「議決権割合」で同族会社の判定の基礎となった株主がエンジェル税制の適用対象外となります。

<パターン 3>

「持株割合」で判定した場合のみ同族会社に当たる場合
→「持株割合」で同族会社の判定の基礎となった株主がエンジェル税制の適用対象外となります。

<パターン 4>

「持株割合」と「議決権割合」のどちらで判定しても同族会社に当たる場合
→「持株割合」と「議決権割合」のどちらか片方でも同族会社の判定の基礎となった株主はエンジェル税制の適用対象外となります。

4. 同族会社の判定とエンジェル税制適用可否の判定の計算の仕方

同族会社の判定とエンジェル税制適用可否の判定では、少し計算の仕方が異なります。

【同族会社の判定について】

上位から株主 3 名までを足して同族会社の判定をします。同順位を全て足すことはしません。

例えば、30%、15%、15%、15%、15%、10%の株主がいる場合、 $30+15+15=60\%$ と計算し、この場合は同族会社に該当します。この場合、同順位を全て足して、 $30+15\times 4=90\%$ としません。

なお、株主①が 30%で株主②、株主③がそれぞれ 10%の場合で 50%となる場合、50%超とはならないので、同族会社に該当しません。

株主① 30%	株主② 15%	株主③ 15%	株主④ 15%	株主⑤ 10%					
------------	------------	------------	------------	------------	--	--	--	--	--

同族会社に該当する。

株主① 30%	株主② 10%	株主③ 10%	株主④ 10%						
------------	------------	------------	------------	--	--	--	--	--	--

同族会社に該当しない。

【エンジェル税制適用可否の判定について】

同族会社の場合、株式所有割合 50%を超える単独の株主は同族会社判定の基礎となる株主であり、エンジェル税制の対象になりません。また、単独で 50%とならなくても、2位、3位までを計算し、その割合がはじめて 50%超となる株主まではエンジェル税制の対象外です。この場合、所有割合が同数の者（同順位の者）はすべて合算して計算します。

例えば、45%、15%、15%、15%、10%の株主がいる場合、1位の45%の1名、2位の15%の3名（同順位の3名は全て合算して45%）はエンジェル税制適用外となり、適用者は10%の1名だけとなります。

株主① 45%	株主② 15%	株主③ 15%	株主④ 15%	株主⑤ 10%				
1位	2位							

なお、上位2位の株主まででちょうど、50%となる場合（例えば、30%、20%、15%、15%、15%、5%の株主がいる場合）ですが、この場合は、1位の30%の株主と2位の20%株主でちょうどの50%となります。しかし、まだ50%超とはなっていません。そこで、第3位も加算します。3位は同順位の株主として3名存在し（これらの株主の所有割合を合算して45%）、この3名の株主もエンジェル税制適用対象外となり、結局、適用対象株主は所有割合5%の株主のみとなります。

株主① 30%	株主② 20%	株主③ 15%	株主④ 15%	株主⑤ 15%	株主⑥ 5%
------------	------------	------------	------------	------------	-----------

1 位

2 位

3 位

5. 持株割合や所有割合による同族会社の判定とエンジェル税制適用可否の判定の具体例

<具体例①>

持株割合で見ますと、A～Fの特定の株主グループだけで56%保有となり同族会社に該当します。次に、同族判定された株主の順位をみると、A～Fの特定の株主グループが1位で56%となり、A～Fがエンジェル税制の適用対象外、G、H、Iの株主がエンジェル税制の適用対象者となります。

一方、議決権割合で見ますと、A～Fの特定の株主だけで100%保有となり同族会社に該当します。次に、同族判定された株主の順位を見ると、A～Fの特定の株主グループが1位で100%となり、A～Fがエンジェル税制の適用対象外となり、G、H、Iの株主はエンジェル税制の適用対象者となります。

(株) ○×△ 株主名簿						
氏名	続柄	住所	株数 (株)	株式の種類	役職名及び 当該法人の 役員又は、 他の株主等 との関係	所有割合 (%)
A	本人	東京都新宿区西新宿○丁目○番1号	60	普通株式		56
B	弟	東京都新宿区西新宿○丁目○番3号	31	A種類株式(無議決権株式)		
C	長男	東京都新宿区西新宿○丁目○番2号	6	A種類株式(無議決権株式)		
D	配偶者	東京都新宿区西新宿○丁目○番1号	3	A種類株式(無議決権株式)	取締役	
E	妹	東京都立川市○×町×丁目△番	6	A種類株式(無議決権株式)		
F	義弟	東京都立川市○×町×丁目△番	4	A種類株式(無議決権株式)		
G		東京都青梅市××○丁目○番	62	A種類株式(無議決権株式)	代表取締役	32
H		東京都八王子市×○町○丁目×番	20	A種類株式(無議決権株式)		10
I		東京都渋谷区○×△丁目△番	4	A種類株式(無議決権株式)		2
			196			100

<具体例②>

持株割合で見ますと、GとG-1の特定の株主グループだけで51%となり同族会社に該当します。次に、同族判定された株主の順位はGとG-1の特定の株主グループが1位で51%となり、GとG-1がエンジェル税制の適用対象外、A～Fの特定の株主グループ、H、Iの株主はエンジェル税制の適用対象となり得ます。

一方、議決権割合で見ますと、A～Fの特定の株主グループだけで100%保有となり同族会社に該当します。次に、同族判定された株主A～Fの特定の株主グループの順位が1位で100%となり、A～Fがエンジェル税制の適用対象外となり、GとG-1、H、Iの株主はエンジェル税制の適用対象となり得ます。

持株割合と議決権割合のいずれか一方でもエンジェル税制適用対象外となるものはGとG-1およびA～Fですので、結局、エンジェル税制の適用対象者はHとIだけになります。

具体例② (株) ■×△ 株主名簿						
氏名	続柄	住所	株数 (株)	株式の種類	役職名及び当 該法人の役員 又は、他の株 主等との関係	所有 割合 (%)
A	本人	東京都新宿区西新宿○丁目○番1号	60	普通株式		40%
B	弟	東京都新宿区西新宿○丁目○番3号	31	A種類株式(無議決権株式)		
C	長男	東京都新宿区西新宿○丁目○番2号	6	A種類株式(無議決権株式)		
D	配偶者	東京都新宿区西新宿○丁目○番1号	3	A種類株式(無議決権株式)	取締役	
E	妹	東京都立川市○×町×丁目△番	6	A種類株式(無議決権株式)		
F	義弟	東京都立川市○×町×丁目△番	4	A種類株式(無議決権株式)		
G		東京都青梅市××○丁目○番	62	A種類株式(無議決権株式)	代表取締役	51%
G-1	Gの兄	東京都青梅市△△×丁目○番	80	A種類株式(無議決権株式)		
H		東京都八王子市×○町○丁目×番	20	A種類株式(無議決権株式)		7%
I		東京都渋谷区○×△丁目△番	4	A種類株式(無議決権株式)		1%
			276			